

## 文教厚生委員会 会議録（要点筆記）

令和 3 年 9 月 6 日  
午後 1 時 3 0 分 開会  
午後 3 時 1 1 分 閉会  
場所 : 全員協議会室

### ○加藤美幸委員長長

ただ今から、文教厚生委員会を開会します。議事を行います。

議案第 56 号「令和 3 年度半田市一般会計補正予算第 6 号中、当委員会に分割付託された案件」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

### ○杉江慎二地域福祉課長

#### 【資料に基づき説明】

福祉部地域福祉課が所管する補正予算について補足説明します。

議案書 22・23 頁をお願いします。

「3 歳出」「3 款総務費」「1 項 総務管理費」「12 目 諸費」「22 節 償還金、利子及び割引料」の説明欄、「30 還付金、返還金及び加算金、利息」の「01 過年度歳入還付金」「22 償還金、利子及び割引料」の 2 行目、障がい者等自立支援医療給付費国庫負担金返還金 36 万 6 千円、3 行目、障がい者等自立支援医療給付費県費負担金返還金 18 万 4 千円、4 行目、地域生活支援事業費等国庫補助金返還金 30 万円、5 行目、地域生活支援事業費等県補助金返還金 15 万円、6 行目、特別障がい者手当等給付費国庫負担金返還金 4 万 2 千円につきましては、いずれも令和 2 年度の国庫・県支出金の確定額が交付申請額を下回ったことにより、過大に交付された差額分を精算するため、返還金を計上するものです。

なお、各事業の国・県の負担割合については、2 行目から 5 行目の自立支援医療給付費と地域生活支援事業費は、国は 1/2、県は 1/4 です。6 行目の特別障がい者手当等給付費は、国 3/4 です。以上で補足説明を終わります。

よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

### ○長谷川信和生活援護課長

#### 【資料に基づき説明】

議案第 56 号「令和 3 年度半田市一般会計補正予算第 6 号」のうち、生活援護課の所管分となります補正予算について、補足説明させていただきます。

議案書 22・23 ページをご覧ください。「2 款総務費」、「1 項総務管理費」、「12 目諸費」、「22 節償還金、利子及び割引料」の説明欄、「30 還付金、返還金及び加算金、利息」の「01 過年度歳入還付金」の「22 償還金、利子及び割引料」の上から 7 行目、「生活困窮者自立支援事業費負担金返還金」383 万 7 千円については、当該事業に係る令和 2 年度の国庫負担金が確定したため、超過額を返還し、既に交付された負担金の精算を行うものです。この返還対象となる主な事業は、生活困窮者住居確保給付金であり、今回の超過は、国への交付申請を令和 2 年度前半の実績から過大に見込み行ったことにより発生したものです。

次の行、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金」70万9千円については、同じく国庫補助金の精算を超過額の返還により行うものです。この返還対象となる主な事業は、「一時生活支援事業」と「生活困窮者世帯の子どもへの学習支援事業」であり、「一時生活支援事業」は国への交付申請において、ショートステイの件数を過大に見込んだこと、もう一方の「学習支援事業」は、コロナの影響により、国へ申請した長期休暇中における学習支援の回数が当初の計画から減少したことにより超過額が発生したものです。

以上で生活援護課の補足説明を終わります。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○早川直樹国保年金課長

**【資料に基づき説明】**

続きまして、国保年金課所管分について、補足説明いたします。

議案書20・21ページをお願いいたします。

一番下の表、21款諸収入、6項・1目雑入、2節民生費雑入の説明欄11後期高齢者医療療養給付費過年度返還金1,960万1千円の追加は、後期高齢者医療事業における令和2年度の療養給付費負担金が確定したことにより、超過納付となった分について愛知県後期高齢者医療広域連合から精算額の受け入れを行うものです。超過納付となった理由は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが発生し、1人あたりの医療給付費が見込みより少なかったことによるものです。

以上、国保年金課の説明を持ちまして、福祉部の説明を終わります。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○伊藤奈美子育て支援課長

**【資料に基づき説明】**

それでは健康子ども部、子育て支援課所管の補正予算の説明をいたします。

歳出から説明をいたします。議案書は22、23ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目諸費、説明欄30の01過年度歳入還付金の22節、償還金利子及び割引料のうち、中ほどの障害児通所支援施設措置費両括弧給付費等国庫負担金返還金、以下、下から3件目の低所得の1人親世帯への臨時特別給付金給付事務費負担金返還金までの8件を計上させていただいております。

いずれも国県の補助対象事業について、2年度の事業費の確定に伴い、実績額が申請額を下回ったことにより返還金が生じたものでございますが、まず、障害児施設措置費国庫負担金返還金2665万4000円、その下の同県費負担金返還金、1332万7000円は、児童発達支援等事業において、コロナウイルスの感染拡大の影響により、未就学児が利用する児童は支援事業の利用控えがあったことや、放課後等デイサービスについても利用控えがありました。

そのほか、利用児童数の伸びがここ数年の伸びと比べ鈍化したことなどにより、サービスの利用が見込みをした回ったことによります。

次に、地域子ども子育て支援事業費国庫負担金返還金1407万2000円を計上いたしておりますが、実績が見込みを下回った理由といたしましては、まず、幼児保育課所

管分の延長保育、病児保育、一時預かり事業において、事業の特性上、申請段階では、対象利用者の上限を計上いたしますが、利用実績が下回ったことによります。

また、子育て支援課所管分といたしましては、放課後児童健全育成事業において、キャリアアップ処遇改善事業や障害児受入れ強化推進事業の実績が申請を下回ったこと、新型コロナウイルス感染拡大時の施設の利用自粛要請に応じていただいた保護者への保育料の返還補助金について、当初申請の際には、補助上限額を算定の基礎としておりましたが、実際の補助額が上限額を下回る児童が生じたことによります。

また、事業所の感染拡大防止に要する費用に対する補助金について、事業所が対策に要した経費の実績が、補助上限額に満たなかったことも要因の一つとしてございます。

次に子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金国庫補助金返還金 41 万円の計上は、幼児保育課が所管いたします保育士の研修事業、子育て支援課が所管する放課後児童クラブの支援員向けの研修事業が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部研修を中止したことにより返還が生じました。

続きまして、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金返還金 68 万円の計上は、昨年度実施いたしました、児童手当受給対象児童に対して、1 人 1 万円の上乘せ分として実施された給付金でございますが、支給対象児童数が推計値を下回ったことによります、下段の同給付金給付事務費補助金返還金 304 万 1000 円の計上はシステム改修委託料が当初予定していた額より安価になったこと、会計年度任用職員の雇用を 4 か月で見込んでおりましたところ、実際の業務量が見込みを下回り 2 か月の雇用で賄えたことによります。

続きまして低所得の 1 人親世帯への臨時特別給付金給付事業費返還 2941 万円の計上は、昨年度 2 回にわたり実施されました。

低所得のひとり親世帯に対して、1 世帯 5 万円、2 子目以降児童 1 人当たり 3 万円の給付金支給事業において、支給対象者が見込みを下回ったことによります。

下段の同給付金給付事務費補助金返還金 71 万 9000 円の計上は、事務の見直しをいたしまして、印刷製本費と通信運搬費を節約したことに伴う返還です。

続きまして、下段の 3 款民生費、2 項 2 目児童福祉費、説明欄 40 の 01 児童遊園ちびっこ広場管理運営事業 130 万円の計上は、本年 7 月に廃止いたしました有楽ちびっこ広場に設置しておりました遊具に近接する、有楽北ちびっこ広場に設置するための工事請負費の計上でございます。

ちびっこ広場の廃止に際しましては、フェンスや遊具などを撤去し現状復帰して土地所有者には返還すべきものでございますが、有楽ちびっこ広場につきましては、返還直後に予定されていた民間の開発に伴う工事の中で、遊具撤去等を実施していただけることとなっておりますので、その際には予算計上しておりませんでした。

その後、地元より、遊具がない有楽北ちびっこ広場への遊具の移設の相談が寄せられたため確認したところ、ブランコと滑り台はまだ使えるものでありましたため、今回移設をさせていただくための予算を計上させていただくものです。

続きまして歳入について説明いたします。

議案書お戻りいただきたいまして 18、19 ページをお願いいたします。

上から二つ目の 15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、説明欄

80 地域子ども子育て支援事業費補助金、下段の 16 款県支出 2 項県補助金、2 目民生費県補助金、説明欄 76、同じく地域子ども子育て支援事業費補助金については、後ほど、幼児保育課から御説明いたします、幼児教育保育の無償化関連の新規事業の財源となる補助金で、それぞれ負担割合である事業費の 3 分の 1 に当たる 8 万円を計上いたしております。補足説明は以上です。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○竹内健幼児保育課長

**【資料に基づき説明】**

続いて、幼児保育課所管分の補正予算につきまして、歳出から補足説明いたします。議案書、22・23 ページをお願いします。

下の表、3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童福祉費、説明欄 53 の 01、施設等利用給付事業の 18 節負担金、補助及び交付金、24 万円の追加は、「子ども・子育て支援法」に規定された「地域子ども・子育て支援事業」のひとつである、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」の実施内容が一部改正されたことに伴い、幼児教育保育の無償化の給付を受けていない、多様な集団活動を利用する幼児の保護者が支払う利用料、いわゆる保育料を給付する「多様な集団活動事業の利用支援事業」を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図りたいとするものであります。

続きまして、議案書、24・25 ページをお願いします。上の表、3 款民生費、2 項児童福祉費、5 目児童発達支援センター費、説明欄 02 の 01、児童発達支援センターつくし学園管理運営事業、17 節備品購入費、181 万 2 千円の追加は、「つくし学園の遊具等備品充実のために」という目的でいただいた、企業版ふるさと納税及びふるさと納税に加え、令和 3 年 3 月の補正予算で基金とした社会福祉基金からの繰入金と合わせて、つくし学園で実施する感覚統合訓練で使用する遊具及び肢体不自由児用の補助器具を購入し、療育活動の充実を図りたいとするものであります。

続いて、歳入についてご説明いたします。議案書、戻っていただきまして、18・19 ページをお願いします。15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、2 節 児童福祉費補助金、説明欄 80 地域子ども・子育て支援事業費補助金 8 万円の追加は、歳出でご説明しました、「多様な集団活動事業の利用支援事業」の財源となる補助金で、補助率は 3 分の 1 となります。続きまして、16 款県支出金、2 項 県補助金、2 目民生費県補助金、3 節児童福祉費補助金、説明欄 76 地域子ども・子育て支援事業費補助金 8 万円の追加は、先程ご説明した国庫補助金と同様に、「多様な集団活動事業の利用支援事業」の財源となる補助金で、補助率は 3 分の 1 となります。

続きまして、議案書、20・21 ページをお願いします。18 款 寄附金、1 項寄附金、3 目民生費寄附金の、1 節児童福祉費寄附金、説明欄 05、児童発達支援センター費寄附金 20 万円につきましては、歳出でご説明しました、「つくし学園の遊具等備品充実のために」という目的でいただいた、企業版ふるさと納税及びふるさと納税を計上したものであります。

続きまして、19 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目社会福祉基金繰入金、1 節社会福祉基金繰入金、説明欄 25、児童発達支援センターつくし学園管理運営事業充当、161 万 2 千円につきましては、歳出でご説明しました、令和 3 年 3 月の補正予算で社会福

祉基金として積み立てていたものを取り崩し、つくし学園で実施する感覚統合訓練で必要な備品等の購入財源として繰り入れるものであります。なお、議案書の 29 ページに、歳入参考資料として「寄附一覧」を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。幼児保育課所管分は、下段、18 款、1 項、3 目 民生費寄附金の、1 節 児童福祉費寄附金、細節 05 児童発達支援センター費寄附金で、寄附の目的等は記載のとおりであります。ご寄附、誠にありがとうございました。

以上で、幼児保育課所管分の補正予算に係る補足説明とさせていただきます。  
ご審査のほどよろしくお願いいたします。

#### ○沼田昌明保健センター事務長

##### 【資料に基づき説明】

「議案第 56 号令和 3 年度半田市一般会計補正予算第 6 号」について所管の（健康子ども部）保健センターから補足説明いたします。

歳出から説明します。議案書の 22, 23 ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、12 目諸費、説明欄 30 還付金、返還金及び加算金、利息、01 過年度歳入還付金、22 償還金、利子及び割引料 1 億 181 万 5 千円のうち、下から 2 つ目、感染症予防事業費等国庫補助金返還金の 450 万 9 千円は、国庫補助事業として昨年度実施した「第 5 期風しん抗体検査事業」について検査申込件数が見込みを下回ったことによる返還金。また、その下、母子保健衛生費補助金返還金の 20 万 9 千円は、同じく国庫補助事業として昨年度実施した「産婦健康診査事業について健診実績が見込みを下回ったことによる返還金です。

次ページをお願いします。4 款「衛生費」、1 項「保健衛生費」、1 目保健衛生総務費の 500 万 8 千円は、説明欄 1050 半田常滑看護専門学校管理組合負担金、18 負担金、補助金及び交付金における半田常滑看護専門学校管理組合負担金で、半田市と常滑市に在住の学生数割合で案分する負担金について本年度分が確定したことにより増額補正するものです。

次に、その下 2 目「予防費」への 1 億 3,463 万 9 千円の増額は、全額が説明欄「0280：新型コロナウイルスワクチン接種事業」の費用で、概要は先の全員協議会で健康子ども部長が、ご説明しておりますがもう少し詳しくご説明します。

コロナワクチン住民接種にかかる予算はこれまでの補正予算において 9 月までの予算を確保のうえ、進めてきている。10 月以降も接種事業を継続するにあたり必要な費用を計上するとともに、当初は接種対象外だった 12～15 歳が追加されたことに伴う費用を計上しています。

なお、集団接種は 10 月までとするが個別接種はそれ以降も継続すること、コールセンターの規模は段階的に縮小していくことは、先の全協でも説明のとおりです。

では、節ごとに説明します。3 節 職員手当等の 1,576 万 8 千円は、ワクチン実施本部職員の 10 月以降分の超過勤務手当です。

7 節 報償費の 262 万 5 千円は 10 月分の集団接種会場に従事する医療従事者への謝金です。

10 節 需用費の 22 万 7 千円は、ワクチン実施本部の消耗品費です。

11 節 役務費の 1,102 万 1 千円の内訳は、10 月以降分のコールセンターフリーダイ

ヤル利用料が 605 万 6 千円、市報への記事掲載広告料として 33 万 7 千円、10 月分の集団接種会場の医療従事者が加入する予防接種事故賠償責任保険料が 5 万 5 千円、接種対象者が追加されたことに伴うワクチン接種審査支払手数料が 27 万 8 千円、10 月以降分の電話対応等事務従事者派遣料が 429 万 5 千円です。

12 節委託料の 9,657 万 9 千円の内訳は、10 月以降分のコールセンター業務委託料として 6,170 万 7 千円、10 月以降分の医師会に委託するワクチン等管理委託料として 1,348 万 7 千円、接種対象者が追加されたことに伴う個別接種業務委託料や 10 月分の集団接種会場の業務委託料などとして 2,138 万 5 千円です。

13 節使用料及び賃借料の 105 万 3 千円は、10 月以降分のワクチン実施本部の複写機借り上げ料が 33 万円、10 月分の集団接種会場に係る施設利用料が 72 万 3 千円です。

最後 18 節の負担金、補助金及び交付金の 736 万 6 千円は、10 月以降分の空港関連職員派遣に係る負担金です。

次に歳入について説明いたします。18、19 ページをお願いします。

先ほど歳出で上げたコロナワクチン関係の補正予算の総額 1 億 3,463 万 9 千円は、全額が国の負担となり、費用の性質により負担金、補助金という形で補填されます。まず上段の 15 款 [国庫支出金] 2 項 [国庫負担金] 2 目 [衛生費国庫負担金] 1 節 [保健衛生費負担金] の 2,401 万円は、接種に係る直接経費が国の負担金として収入されるものです。

次に 2 つ目の段、2 項 [国庫補助金] 3 目 [衛生費国庫補助金] 1 節 [保健衛生費補助金] の 1 億 1,062 万 9 千円は、接種体制整備に係る経費が国の補助金として収入されるものです。

以上、健康子ども部保健センターが所管する補正予算についての補足説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○森田知幸学校教育課長

**【資料に基づき説明】**

続きまして、教育部学校教育課が所管する補正予算について歳出から補足説明させていただきます。

議案書の 26・27 ページをお願いします。

始めに下の段、9 款教育費 6 項保健体育費、1 目学校保健体育費の説明欄、02 学校保健体育費の 80「学校保健体育事業（新型コロナウイルス感染症対策）」3,000 千円の増額は、県補助金を活用し、公立幼稚園へ、新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品を整備するものです。内訳は、各園 50 万円で、教職員用マスク、消毒用アルコール、除菌シートなどの保健消耗品を購入するものです。

続きまして歳入についてご説明します。議案書の 18、19 ページをお願いします。下の段、上から 3 つ目の段、16 款県支出金、2 項県補助金の 8 目教育費県補助金の 1 節教育総務費補助金の説明欄、08 の教育支援体制整備事業費補助金 1,500 千円は、只今、歳出でご説明しました保健衛生用品を購入するための補助金で、補助率は 1/2 でございます。

以上で学校教育課所管分補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審

查くださるようお願いいたします。

○加藤美幸委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

○鈴木幸彦委員

ワクチン接種事業について伺います。

今回は12歳から18歳分の費用とのことですがクーポンの発送に係る費用は含まれていますか。

○沼田昌明保健センター事務長

クーポン券の発送に係る費用は、最初に本事業を実施するにあたり、全市民分のクーポン券発送費用を見込んで予算計上しているため、過去の補正予算において既にご議決をいただいています。

○嶋崎昌弘委員

本補正予算で計上したワクチン接種に係る予算は何月分までの予算ですか。

○沼田昌明保健センター事務長

国からは、来年の2月末までとの通知がありますので、それに則り令和4年2月分までの予算を計上したいとするものです。

○小栗佳仁委員

ワクチン接種事業の超過勤務手当についてですが、今回予算計上しているのは誰の分の費用ですか。また、ワクチン事業実施本部の超過勤務が増加することで、実施本部に職員を派遣元の部署での超過勤務が増加するのではないかと懸念していますが、その点はどうですか。

○沼田昌明保健センター事務長

今回の予算では、新型コロナワクチン接種事業実施本部員35名の超過勤務予算を計上するものです。

ワクチン本部への職員の派遣に伴う他部署での業務負担増について、影響はゼロではありませんが、本事業は半田市役所職員全体で一丸となって取り組む事業ですので、それぞれの部署においてワクチン本部へ派遣している職員分の業務をカバーする体制となっています。

○岩田玲子委員

低所得のひとり親家庭への臨時特別給付金について伺います。

今回の返還金が発生した主な理由は把握していますか。

○伊藤奈美子育て支援課長

今回の給付金を給付する際に、児童扶養手当を受給している世帯以外の世帯数を把握することが困難であったため、国が示す費用の算出方法に則り予算計上を行いました。

今回の返還金については、国が示した根拠に基づいて算出した予測数値よりも実際に給付金を申請された世帯が少なかったことにより返還金が発生したものと考えています。

○澤田勝委員

ワクチン接種事業の超過勤務手当についてですが、最大の残業時間数は何時間ですか。また、一時期の忙しい時期と比べると、現在は残業時間が減っていると思いますが、直近月の最大の残業時間も併せて伺います。

○沼田昌明保健センター事務長

業務の繁忙期には月に100時間を超えたこともありましたが、現在は落ち着いており、最大でも50時間を超えることはない状況です。

○澤田勝委員

ワクチン等管理委託料について、実施期間が長い割に予算額が少ない理由は何ですか。

○沼田昌明保健センター事務長

今後は、ワクチンの接種対象者が減少するため、接種を行う個別医療機関も減らしていく方針です。それに伴い、ワクチンの移送に係る費用が減少することによります。

午後 2時41分 休憩

午後 2時55分 再開

○加藤美幸委員長

委員会を再開します。ご質疑ありませんか。

○坂井美穂副委員長

生活困窮者自立支援事業返還金について、返還金の対象となる事業は何ですか。

○長谷川信和生活援護課長

まず、負担金返還金の350万円ほどの内容については、そのほとんどが住居確保給付金のものですが、一部会計年度任用職員の給与等があります。

補助金返還金については、ショートステイや学習支援の他に、委託契約の入札差金があります。

○加藤美幸委員長

他にありませんか。

【「なし」との声あり】



○加藤美幸委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号「令和 3 年度半田市一般会計補正予算第 6 号中当委員会に分割付託された案件について」は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第 57 号「令和 3 年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○早川直樹国保年金課長

【資料に基づき説明】

議案第 57 号「令和 3 年度 半田市国民健康保険事業特別会計 補正予算 第 2 号」について補足説明させていただきます。歳出から説明させていただきます。

議案書 38・39 ページをお願いいたします。6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目保険給付費等交付金等償還金の説明欄、02, 01 償還金及び還付金（保険給付費等交付金等）1, 815 万 8 千円の追加は、22 節償還金、利子及び割引料で、国・県へ返還するものでありますが、その内容につきましては、別にお配りしてあります A4 横の資料に基づき、説明させていただきます。

返還金は表に記載のとおり 4 項目あります。最初に上の表の一番上の行、「県支出金」、「保険給付費等交付金（特別交付金）」の内、「特定健康診査等負担金」は、返還額は 510 万 6 千円で、返還理由は、「特定健診の令和 2 年度の見込みの受診者数などに応じた負担金を交付されていましたが、受診者数が確定し見込みの受診者数を下回ったことなどから、その下回った人数分に相当する負担金を返還するもの」であります。

次にその下の行、「特別調整交付金」の内、「保険者努力支援分」は、返還額は 35 万 8 千円で、返還理由は、「令和 2 年度において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、実施予定であった健康講座を中止したことのほか、特定保健指導などを訪問による指導から、電話による指導に切り替えたことなどに伴い、必要な経費が減額になったことによるもの」であります。

次にその下の行、同じく「特別調整交付金」の内、「新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免分」は、返還額は 553 万 9 千 600 円で、返還理由は、「令和 2 年度において、見込みの減免額に応じた交付金を交付されていましたが、確定した減

免額が見込みの額を下回ったことから、下回った減免額に相当する交付金を返還するもの」であります。

次に下の表、「国庫支出金」、「国民健康保険災害等臨時特例補助金」、「新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免分」は、返還額は715万5千円で、返還理由は、県支出金の国保税減免分と同じであります。

次に、歳入についてご説明いたします。議案書に戻っていただきまして、36・37ページをお願いいたします。一番上の表、4款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険支払準備基金繰入金269万3千円の追加は、歳出でご説明いたしました保険給付費等交付金等償還金に充てるためのものです。

次に、その下、5款・1項・1目繰越金1,546万5千円の追加は、前年度繰越金で、同じく、歳出でご説明いたしました保険給付費等交付金等償還金に充てるためのものです。

以上で、補足説明を終わります。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○加藤美幸委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第57号「令和3年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号」は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第58号「令和3年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第1号」についてを議題とします。当局の補足説明を求めます。

○沢田義行高齢介護課長

【資料に基づき説明】

議案第58号「令和3年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第1号」について、補足説明いたします。

まず、歳出について、議案書48・49ページをお願いします。

3 歳出、5 款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金、3 目 償還金 3 千 588 万円の追加は、22 節 償還金、利子及び割引料で、令和 2 年度において超過交付となった「介護給費負担金」等を返還するための過年度歳入還付金であります。

この過年度歳入還付金の内訳につきましては、別に資料を配布いたしておりますので、そちらをご覧ください。返還額の総額は、35,880,414 円で、内訳として、1 つ目の「介護給付費」に係る負担金等が 10,500,461 円、2 つ目の「地域支援事業」に係る交付金等が 23,240,640 円、3 つ目の「低所得者保険料軽減負担金」が 379,313 円、4 つ目の「新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免分」が、1,760,000 円となっております。

返還先は、国・県、及び診療報酬支払基金で、返還理由はそれぞれ記載のとおりで、介護給付費等の額の確定などによるものであります。

次に、歳入について、議案書 46・47 ページをお願いします。

2 歳入、8 款、1 項、1 目 繰越金 3 千 588 万円の追加は、1 節 繰越金で、歳出に係る予算不足を、前年度繰越金から充当したいとするものであり、議場にて福祉部長から説明いたしましたとおりでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○加藤美幸委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から議案ごとに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号「令和 3 年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第 1 号」は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第 65 号「岩滑公民館改築工事請負契約の締結について」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○新美恭子生涯学習課長

【資料に基づき説明】

議案 第 65 号、岩滑公民館改築工事請負契約の締結について、補足説明をさせていただきます。議案書 71 ページをお願いいたします。

本工事請負契約の締結については、契約の方法は制限付き一般競争入札で、6 者の応札があり、入札の結果、株式会社沢田工務店 が落札したものであります。本工事は、岩滑公民館改築等事業のうち、岩滑公民館本体の建築工事を行うものです。

以上、簡単ではありますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りますようお願いいたします。

○加藤美幸委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から議案ごとに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 65 号「岩滑公民館改築工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第 66 号「半田福祉ふれあいプールの指定管理者の指定について」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○加藤計志スポーツ課長

【資料に基づき説明】

議案書 79 ページをお願いいたします。

議案第 66 号「半田福祉ふれあいプールの指定管理者の指定について」は、本会議場及び全員協議会室において健康子ども部長からご説明した通りですので、補足説明は特にございませぬ。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○加藤美幸委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

○嶋崎昌弘委員

指定管理者の応募が 3 者からありましたが、応募した事業者のうち、県内の事業者

はありましたか。また、指定管理者の公募はどのように行いましたか

○加藤計志スポーツ課長

応募した事業者のうち、支店が県内にある事業者があります。また、公募の方法については、公募内容をホームページで公開したのと、公募内容の現地説明会を実施しました。

○鈴木幸彦委員

指定管理を行う事業者の選定方法はどのようにしていますか。

○加藤計志スポーツ課長

指定管理業者の選定については、市民委員と行政委員から成る指定管理者選定委員会があり、8人の委員が評価した点数のうち、総合得点が最も高い事業者に選定しました。

○加藤美幸委員長

他にありませんか。

【「なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から議案ごとに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第66号「半田福祉ふれあいプールの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第67号「青山記念武道館の指定管理者の指定について」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○加藤計志スポーツ課長

【資料に基づき説明】

議案書81ページをお願いいたします。

議案第67号「青山記念武道館の指定管理者の指定について」は、本会議場及び全員協議会室において健康子ども部長からご説明した通りですので、補足説明は特にご

ございません。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○加藤美幸委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

○嶋崎昌弘委員

先ほどと同じ質問ですが、指定管理者に応募した事業者のうち、県内の事業者はありましたか。

○加藤計志スポーツ課長

県内の事業者からも応募がありました。

○加藤美幸委員長

他にありませんか。

【「なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から議案ごとに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号「青山記念武道館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第 68 号「半田空の科学館及び半田市体育館の指定管理者の指定について」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○新美恭子生涯学習課長

【資料に基づき説明】

議案第 68 号、半田空の科学館及び半田市体育館の指定管理者の指定について、議案書 83 ページをお願いいたします。

本案については、本会議場及び全員協議会において、ご説明申し上げたとおりですので、補足説明はございません。よろしくご審査を賜りますようお願いいたします。

○加藤美幸委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

○嶋崎昌弘委員

また同じ質問ですが、指定管理者に応募した事業者のうち、県内の事業者はありましたか。

○新美恭子生涯学習課長

県内の事業者からも応募がありました。

○加藤美幸委員長

他にありませんか。

【「なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から議案ごとに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 68 号「半田空の科学館及び半田市体育館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は、審査を終了しました。

なお、委員長報告は、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと考えますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ありがとうございました。

その他で何かございましたらお願いします。

【「なし」との声あり】

○加藤美幸委員長

ないようなので、以上をもちまして、文教厚生委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

午後 3時11分 閉会